



気候変動に関する政府間パネル第31回会合サマリー

2009年10月26日 — 10月29日

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第31回総会は、2009年10月26-29日、インドネシア、バリ島の Nusa Duaで開催され、約350名が出席した。

この会議の焦点は、第5次評価報告書（AR5）のスクーピングであった。IPCCの3つの作業部会（WGs）は並行して会議を開催し、2009年7月13-17日、イタリアのベニスで開催されたAR5スクーピング会議の席上作成されたAR5各WG報告書の各章概要案の承認を求めた。パネルは、WG報告書の概要を承認し、AR5のスクープに関連する多数の問題について議論した。特に、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）2条をAR5のクロスカッティングテーマとして扱うことで合意し、報告書作成日程の改定でも合意した。

また、パネルは、途上国および市場経済移行国（EITs）の科学者の参加、エレクトロニクス技術の活用、IPCCの長期展望に関するIPCC-30決議実施の進展状況についても議論した。このほか、欧州委員会（EC）に特別オブザーバーの地位を提供し、新しいシナリオ開発に関する進展状況報告書およびIPCC平和賞記念奨学金基金に関する報告書についても議論した。

IPCCの歴史概要

IPCCは、1988年、世界気象機関（WMO）および国連環境計画（UNEP）により設立された。その目的は、人為的な気候変動に伴うリスク、潜在的な影響結果、適応オプション、および緩和オプションに関連する科学的、技術的、社会経済的な情報を評価することである。IPCCが新しい研究を行うことはなく、気候関連のデータをモニタリングすることもない、しかし公表され、ピアレビューされた科学文献および技術文献に基づき評価作業を行う。

IPCCには3つの作業部会（WG）があり、作業部会1（WG I）は、気候系および気候変動の科学的な側面を担当し、WG IIは、気候変動に対する社会経済システム、自然システムの脆弱性、気候変動の影響、適応オプションを扱い、WG IIIは、温室効果ガス排出量を抑制し気候変動を緩和するオプションを取り上げる。各WGには2名の共同議長、6名の副議長がいるが、WG IIIでは第5次評価時に限り、3名の共同議長を有する。これらの共同議長は、パネルが規定する各WGのマンデート達成を図り、技術サポートユニット（TSUs）がこれ



Earth Negotiations Bulletin
IPCC-31
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg7>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

を支援する。

IPCCには、国内温室効果ガスインベントリプログラム・タスクフォース (TFI) も設置され、このタスクフォースはIPCC国内温室効果ガスインベントリプログラムを監督する、このプログラムは、各国国内の温室効果ガス排出量ならびに除去量の算定および報告に用いるべく、国際的に合意された方法論およびソフトウェアを開発し改善するほか、IPCC参加国ならびにUNFCCC締約国による方法論の利用を促進する。

IPCC議長団は、パネルが任命し、IPCC評価報告書作成期間 (通常5-6年) を任期とする。IPCC議長団は、IPCCの作業計画策定、調整、監視作業においてIPCC議長を補佐する役割を負う。議長団は、全ての地域を代表する気候変動専門家で構成される。現在の議長団は31名であり、IPCC議長のほか、3つのWGの共同議長、TFI議長団 (TFB)、IPCC副議長、3つのWGの副議長で構成される。IPCC事務局はスイスのジュネーブにおかれ、WMOがホスト組織となっている。

IPCCの成果物：IPCCはその創立以来、一連の総合評価報告書、特別報告書、技術報告書を作成し、気候変動に関する科学情報を国際社会に提供してきた、この中には、政策決定者向けのもの、一般向けのものが含まれ、いずれも専門家ならびに政府による詳細な査読を受けている。IPCCの情報は、各国の政策ならびに国際的な政策枠組み作りに重要な役割を果たしてきた。

IPCCはこれまでに4つの気候変動総合評価報告書を作成し、それぞれUNFCCCの交渉推進に重要な役割を果たしてきた：1990年には第1次評価報告書、1995年には第2次評価報告書、2001年に第3次評価報告書、そして最後に第4次評価報告書 (AR4) が2007年に完成した。2008年の第28回総会で、IPCCは2014年に完成すべき第5次評価報告書 (AR5) に着手すると決定した。

AR4は3つの異なる報告書で構成され、それぞれ政策決定者向けサマリー (SPM)、テクニカルサマリー、そしてその根拠となる評価報告書で構成される。全てのセクションに対し、3段階の詳しい査読プロセスが行われた、第1段階は専門家による査読、第2段階は専門家と政府による査読、第3段階は政府による査読である。SPMは、パネルによる行ごとの承認を受けた。AR4では、統合報告書 (SYR) も作成され、3つのWG報告書に記載される最新の関連事項に焦点を当てた、このSYRのSPMもパネルによる行ごとの承認を受けた。全体で、述べ450名の代表執筆者、800名の寄稿執筆者、2500名の専門査読家、130名の政府関係者が、AR4の編集に参加した。

IPCCは、総合評価報告書の作成に加えて、特別報告書、方法論報告書、技術報告書も作成し、気候変動に関係する特定の問題に焦点を当てた。IPCCが作成した特別報告書は右記のとおり：気候変動の地域的影響、脆弱性の評価 (1997年)、航空輸送と地球の大気 (1999年)、土地利用・土地利用変化・森林 (2000年)、技術移転の方法論および技術問題 (2000年)、オゾン層の保護と地球の気候系 (2005年)、二酸化炭素回収貯留 (2005



Earth Negotiations Bulletin
IPCC-31
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg7>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

年)。現在は、2つの特別報告書が作成途中である、一つはWG III主導で作成中の再生可能エネルギー資源と気候変動の緩和に関する特別報告書で、2011年の発表を予定している、もう一つは、WG Iで作成中の気候変動への適応推進を目指す、極端な現象および災害のリスク管理に関する特別報告書で、2011年に最終決定の予定である。

テクニカルペーパーとしては、気候変動と生物多様性に関するテクニカルペーパー（2002年）、気候変動と水に関するテクニカルペーパー（2008年）などが作成されている。

またIPCCは、各国の温室効果ガス量の報告を助ける方法論報告書やガイドラインも作成している。国内温室効果ガスインベントリプログラムのIPCCガイドラインは、1994年に初版が発表され、1996年に改訂版が完成した。2000年および2003年には、グッドプラクティスガイダンス報告書もパネルの承認を受け、2003年には、森林の人為的な劣化および他の植生タイプの非植生化から生じる排出量インベントリの定義および方法論オプションについての指針も完成した。最新の2006年版IPCC国内温室効果ガスインベントリプログラム・ガイドラインは2006年にパネルの承認を受けた。

IPCCは、これまでの作業ならびに「人為的な気候変動に関する知識を高め、広め、このような変動への対応において求められる基礎を築く」上で貢献したとして、2007年12月、米国の前副大統領Al Gore氏とともにノーベル平和賞を受賞した。

IPCC-28：この会合は、2008年4月9-10日、ハンガリーのブダペストで開催され、IPCCの今後の活動が議題の中心となった、これには、WGの構造や、今後の主な報告書のタイプおよび発表のタイミング、将来のIPCC議長団およびTFBの構成など、作業計画の重要項目が含まれた。IPCCは、AR5を作成し、現在のWGの構造を維持することで合意した。パネルは、WR 5では新しいシナリオを大いに活用するべく、WG Iの報告書を2013年初めに発表し、他のWG報告書ならびにSYRは実施可能な限り2014年の早い時期に完成させるよう、議長団に要請した。またパネルは、再生可能エネルギーに関する特別報告書を作成し、これを2010年までに完成させることでも合意した。

IPCC-29：IPCCの20周年を記念する第29回会合は2008年8月31日から9月4日、スイスのジュネーブで開催された。この会合で、パネルは、新しいIPCC議長団とTFB議長団を選出し、Rajendra PachauriをIPCC議長に再任した。またパネルは、IPCCの将来に関する議論を継続し、ノーベル賞の賞金を基に途上国出身の若い気候変動科学者に対する奨学金制度を設置することで合意し、議長団に対し、極端な現象および災害に関する特別報告書のスコーピング会合開催を検討するよう要請し、この会合は、2009年3月23-26日、ノルウェーのオスロで開催された。

IPCC-30：この会合は2009年4月21-23日、トルコのAntalyaで開催された。この会合で、パネルは、主にIPCC

の近未来での活動ならびにAR5のスコーピングに焦点を当て、この点に関しいくつかの提案を行った。報告書のスコープに関連する提案は、2009年7月13-17日、イタリアのベニスで開催されたAR5スコーピング会合に指針として回された、このスコーピング会合には、気候変動の専門家が参加し、AR5の各WG報告書の各章概要を提案した。

IPCC-31の報告

IPCC議長のRajendra Pachauriは、2009年10月26日月曜日朝、IPCC-31の開会を宣言し、気候変動による経済的、社会的な影響結果を背景にIPCCの科学評価を考える傾向がでてきたと強調した。同議長は、スペイン、バレンシアでの2007年IPCC-27会合以降、AR5については多くの努力が払われてきたと指摘し、こういった努力の成果が3つのWG報告書に関する各章概要草案となっていると強調した。パネルは、IPCCのメンバーで再生可能エネルギーに関する特別報告書の協力代表執筆者であったWolfram Krewittを追悼した。

インドネシアの気候変動に関する国内委員会議長であるRachmat Witoelarは、バリ会議の参加者を歓迎し、途上国における緩和と適応の科学評価の重要性を指摘した。同議長は、参加者に対し、政治指導力と将来の世代に対する倫理的な希求に則り協議するよう呼びかけた。

インドネシアの気象・気候・地球物理庁の事務次長であるSri Woro Harijonoは、たとえばモンスーンやエルニーニョ現象、北大西洋振動、インドネシアの深層海流や熱帯サイクロンといった現象と気候変動との相互作用に関する研究努力を強化することが重要だと指摘した。

WMOのYan Hongは、防災と災害対策は、途上国の適応戦略として最も費用効果の高い重要な施策だと強調した。同代表は、2009年8月31日から9月4日、スイスのジュネーブで開催された世界気候会議の成功を想起し、この会議では気候サービス世界ネットワークの設立で合意したと述べた。

UNEPのJoseph Alcamoは、気候変動と他の環境問題とのリンクに関する作業計画はこのパネルの活動を補うものだと指摘した。同代表は、科学と政策のギャップをなくす必要があると強調し、IPCCは政策分野にもっと踏み込む必要があると述べた。

開会式典後、議長のPachauriは、今会合の議題書（IPCC-XXXI/Doc.1 and Rev.1）を提出した。新しい副議長の選挙について、議長のPachauriは、現在のIPCC副議長Ogunlade Davidson（シェラレオネ）が新しくシェラレオネのエネルギー・水資源省大臣に就任するに伴い利害の対立がおきるとして、議長団から退きたいとの意思を表明したが、まだ正式な辞表が出されておらず、このためIPCCとしては後任の選挙を行うわけにはいかないと指摘した。スイス、ベルギー、スーダン、リビア、バングラデシュは、いつまでも選挙を延ばすわけにはいかないと強調した。ベルギーは、今会合終了前に正式な辞表が提出された場合に備えて、この議題

項目をオープンにしておくよう要請し、参加者は、その上で議題書を改定せずに採択した。閉会プレナリーで事務局長のChristは、Davidson副議長と連絡がとれたこと、同副議長は辞職を検討しており、書面で回答すると述べたことなど、この問題の最新情報を参加者に伝えた。議長のPachauriも、Davidson副議長の辞職の意図を再確認するため、その後も数回個人的に連絡をとろうとしたが、成功しなかったと付け加えた。

パネルは、この議題を改定することなく採択した。

第30回会合の報告書案の承認

報告書草案 (IPCC-XXXI/Doc.3) について、参加者は、英国が提案している海の酸性化など海洋生態系に対する気候変動の影響に関する特別報告書の作成を記載するべく1箇所を改定した上でこの草案を承認した。

IPCC第5次評価報告書のスコーピング (対象範囲)

IPCC事務局長のRenate Christは、関連文書 (IPCC-XXXI/Docs.4 and Add.1, Doc.10, Inf.3 and Inf.5) を提出した、議長のPachauriは、AR5のプロセス全体およびクロスカッティングイシューなどのスコープに関する初期コメントの発表を歓迎した。

フランスは、ドイツ、ベネズエラ、スウェーデンと共に、社会構造およびシステムをクロスカッティングテーマとして入れる、あるいはWG IIおよびWG III報告書の中に独立した章として入れることを提案した。ベネズエラは、先住民問題と文化面を含めるよう求め、オーストリアは、不確実性は全WGsを通して可能な限り一貫性のある方式で扱われるべきだと強調した。ニュージーランドは、ドイツ、スウェーデン、ベルギー、日本、オランダ、ノルウェーとともに、シナリオをクロスカッティングテーマとして入れることを支持した。また、ニュージーランドとブラジルは、温室効果ガスの算定方法もクロスカッティングな形で議論するよう求め、日本は、温室効果ガスの算定方式はまずWG Iで扱うべきだと提案した。スイスは、温室効果ガスの算定方式、観測、モデル化を方法論問題に関わるクロスカッティングテーマに入れることを支持した。ドイツは、デンマーク、オランダ、スペイン、ノルウェーとともに、UNFCCC2条 (危険な気候変動の防止) において重要な脆弱性の扱い方の重要性を指摘し、日本は、SYRでの第2条考察を提案した。

英国は、地域問題の扱いについて、IPCC-30提案の方法の再評価を求め、SYRで地域面を扱う可能性を示唆し、オランダもこれを支持した。ニュージーランドは、米国とともに、WG IIに地域に関する章をおくことの重要性を強調した。インドは、地域面の扱いには特に次の項目を入れるべきだと述べた：モンスーン、氷河の融解、気候の変動性、人の健康、社会経済面および文化面を含めた地域内小地域の評価。

中国は、不確実性の取り扱いに特に注目するよう求め、なかでも温室効果ガスの一定レベルでの保持、社会コスト方法論を用いる経済評価分析に注目した。オランダは、IPCC-30設置のシナリオに関する仲介グルー

ブでの進展報告を求め、このグループと「影響と気候の分析に関するデータとシナリオ支援に関するタスクグループ (TGICA)」との関係の明確化を求めた。

スウェーデンは、大気汚染と気候変動との相互関係の検討を提案した。米国は、今回の会合ではSYRのスコープよりもWGsの概要に焦点を当てて作業することを提案した。

スイスは、確信度レベルの定義など不確実性についてはWGsを通して一貫した形で扱うことが重要だと強調した。スペインは、3つのWG報告書の概要でも一貫性を保持する必要があると指摘し、ドイツは、正式なクロスカッピングテーマと、全てのWGsの作業範囲で取り上げられるその他の問題との違いは何で構成されるか、明確にするよう要請した。インドは、越境炭素フラックスの取り扱いを重要視し、AR4のWG IIでは水の問題を包括的に扱っていないと指摘した。

議長のパチャウリは、今会合でØyvind Christopherson (ノルウェー) と Saut Lubis (インドネシア) を共同議長とするコンタクトグループを設置し、条約2条関連問題の扱いについて議論し、水曜日午前中までにコンセプトノートの提出を図るよう提案した。シナリオに関し、議長のパチャウリは、シナリオ仲介グループがWG共同議長と調整して、2010年10月に、社会経済シナリオに関するWG IIおよびIIIの専門家会合を開催し、シナリオをクロスカッピングテーマとして議論するよう提案した。同議長は、温室効果ガスの算定方式に関し、WG I共同議長のThomas Stocker (スイス) とWGs IIおよびIIIの2名の副議長を共同議長として、作業部会を横断するグループを設置し、あらゆる意見を取り込むと述べた。地域問題に関し、同議長は、WG IとIIとの密接な協力を確保すると述べた。同議長はパネルに対し、WG報告書の数字順は保持するが、3つのWGs全てで相互反復作用がなされるようにし、WG IIIで得られた地域面の詳細情報が、WG IIやSYRでの地域評価にも取り入れられるようにすると提案した。参加者はこれらの提案を了承した。

その後パネルの会合は中断され、3つのWGが月曜日から水曜日にかけて、それぞれ並行して会議を開催し、IPCC AR5の各WG報告書について提案されている各章概要に焦点を当てた。3つのWG会合での議論を下記に示す。パネルは水曜日夜、会議を再開し、3つのWGsの各章概要を最終決定し、他の議題項目について審議した。

WG I会合: 火曜日午前中、WG I共同議長のThomas Stocker (スイス) と Dahe Qin (中国) は、WG I第11回会合の開会を宣言した。議長のパチャウリは、AR5においては科学的な知識の状況更新に加えて、理解面でのギャップを埋め、地域的な詳細を含める必要があることを想起した。

共同議長のStockerは、概要の現状 (WG-I: 10th/Docs.2 and 3, and Inf.1) を提出し、この報告書の4本柱を指摘した、すなわち、近未来の気候変動、長期的な予測、時間規模を横断する気候現象、地球規模および地域

規模の気候予測を示す地図である。

その後、共同議長のStockerは、一般質問を受け付けたが、これには次の問題が含まれた：統合的な章の順序、WG IとIIIとの共同作業、地域的な気候現象のモデル化と小規模な変動性を捕捉するための小地域のモデル化、沿岸プロセス、地域的な地図とその情報を関連する章にも記載するかどうか、AR4で「定義した」表現を用いて不確実性を一貫性のある形で扱うかどうか。ノルウェーは、大気汚染を入れるよう求め、ドイツとスウェーデンもこれを支持した。南アフリカは、観測システム記録のギャップに懸念を表明し、共同議長のStockerは、WG I報告書の序文およびテクニカルサマリーで、この問題を広範な形で取り上げると応えた。共同議長のStockerは、各章のタイトルの下に記載する各項目は、各章中のサブタイトルを意味するのではなく、執筆者に指針を与えるためのものと想起した。

その後、参加者は、WG I概要を章ごとに検討し、各章のタイトルやその下の特定の項目について議論した。

第2章：観測：大気および地表と海面について、英国は、土壌温度と湿度の変化を含めるよう求めた。多数の参加者が、報告書の早い段階で観測された温室効果ガスへの言及を入れるため、大気構成に関するセクション（の挿入）を支持した。ベルギー、スペイン、インドネシアは、大気循環に関する項目の中に風速を入れ、風力エネルギー産業にとってのこのデータの重要性を強調するよう求めた。米国は、微量なガス（trace gases）を含めるよう要請した。WG Iは、大気構成の変化に関するセクションを追加し、大気循環の項目に「風（wind）」を追加し、表面温度の項目に土壌温度を追加する改定を行い、この章の概要を承認した。

第4章：観測：氷雪圏の概要は、氷床（ice sheets）、氷棚（ice shelves）、氷冠（ice caps）、氷河の動力学に関する項目に「海氷」を加え、この項目が他のどこにも記載されていないとの締約国の懸念に対応した上で、改定案を承認した。

第6章：炭素および他の生物地球化学的循環について、共同議長のStockerは、この主題が扱われたのはTARが最後であると指摘し、ここでは炭素の循環、そのフィードバック、他の循環との相互作用に関する新しい文献に焦点を当てることを目指すと指摘した。

第7章：雲およびエアロゾルに関し、共同議長のStockerは、この問題を独立した章で扱う「時期が熟した」と指摘した。黒色炭素を特定する言及削除という中国の提案に対し、米国、英国、オーストリア、カナダは強く反対した。米国は、黒色炭素を章内の中項目にすることを提案した。カナダは、この問題に関する政策行動は、科学よりはるかに先んじていると述べ、黒色炭素に関する権威ある科学研究が求められると強調した。中国は、原案どおりの言及に同意し、黒色炭素を評価する必要性は認識するが、多くのエアロゾルも重要な役割を持つと指摘した。

英国は、飛行機雲や宇宙線の問題に対する政策決定者の理解を進めるため、これらを項目に付け加えるよ

う提案した。少人数のグループの協議で、直接のおよび間接的なエアロゾル強制力とその影響の項目にこの2つの問題を追加することが提案され、合意した。

第9章：気候モデルの評価に関しては、モデルの範囲のアイデアをどう取り入れるのが最善か、モデル規模縮小手法、モデル組み合わせの強みと弱点、カップリングが議論された。

第11章：近未来の気候変動予測と予測可能性に関し、「予測 (prediction)」とするか「展望 (projections)」とするか、「大気汚染 (air pollution)」とするか「大気の質 (air quality)」とするか、多数の意見表明がなされた。パネルは、原案どおりの「予測」を保持し、予測と不確実性の理解には限界があるとの認識で合意し、大気汚染を含める広義の「大気の質」とすることで合意した。これ以外の議論では、近未来と長期的という時間枠の定義づけ、地域的な気候変動と変動性、極端な現象に関する項目に、地中海地域など気候のホットスポットを加えることなどに焦点が当てられた。

第13章：海水面の変化に関し、共同議長のStockerは、この章が最後に扱われたのはTARであると指摘し、ここでは、AR4以後でのこの問題に関する重要な展開に対応すると指摘した。参加者は、古気象学の記録の意味合いについて議論し、最初の項目を、観測された海水面の変化ではなく過去の海水面の変化に改定した。

他の全ての章の概要は、改定されることなく承認された。

その後、共同議長のStockerは、地球規模および地域規模の気候予測の展開を示す地図をWG I報告書の新しい附属書Iとして付与することを提案した、この地図は、印刷された報告書だけでなく、柔軟性がありインタラクティブな電子的形式での提供も意図する、新しい発行物になると指摘した。同共同議長は、この地図の編集チームに、近未来の気候変動展望予測に関する第11章、ベルギーが提案し合意された長期的な気候変動の展望予測に関する第12章の協力代表執筆者の参加を確保し、気候現象に関する第14章の協力代表執筆者も入れるべきだと指摘した。米国と英国は、この地図の正式な査読がないことに懸念を表明し、プレナリー会合で議論することが決定された。

WGIで進行中の作業に関し、オランダは、他のWGs IIおよびIIIとの調整が必要であると指摘し、オーストラリアは、世界気候研究計画と合わせて2010年6月にマレーシアで開催される海水面と氷床に関するワークショップにおいて、波の問題も議論するよう提案した。

水曜日の閉会会合で、共同議長のStockerは、次のWG会合を2011年9月に開催し、極端な現象と災害に関する特別報告書のサマリーを承認すると述べた。

WGII会合：WG IIは、月曜日と火曜日、第9回会合を開催し、AR5における同WG報告書で提案されている各章の概要 (WG-II: 9th/Doc.2 and Inf.1) に焦点を当てた。月曜日の議論の冒頭、WG II共同議長のChristopher Field (米国) は、提案されている概要を紹介し、これはAR4の構成に則り作成されており、2部に分かれています。

ると指摘した、すなわち地球規模およびセクター別の側面を扱うパートAと、地域的な側面を扱うパートBである。

全般の構成に関し、オーストラリア、イタリアなど数カ国は、概要のさらなる合理化が必要だと指摘した。イタリアは、南アフリカや他の諸国とともに、概要において農業を明確に特定すべきだと指摘し、イタリアはさらに輸送に関する章を含めるよう提案した。英国は、WG IIでの議論をリスクやリスク管理の面で枠付けする必要があると指摘した。フランスは、キャパシティビルディングや知識の共有など適応の社会面にもっと焦点を当てるよう提案し、ブラジルは、適応に関する各国のニーズおよび能力の違いを明確にするよう提案した。

中国は、WG IIの報告書では影響、脆弱性、適応に焦点を当てるべきで、他のWGの情報と過度に統合させるべきでないと述べた。オーストラリアは、地域的な評価に関するワークショップの重要性を指摘し、UNFCCCの下、ナイロビ作業計画に留意することの重要性を強調した。数カ国が地域的な多様性を指摘し、ニジェールとキリバスは、小地域の評価を強調し、インドは、山岳地帯や氷河を対象に入れる必要性を強調した。

その後、各国政府代表は、WG II報告書について提案されているセクション（中項目）および章の議論に移った。

AR5の内容に関するセクション（第1章と2章）に関し、カナダ、英国、米国は、気候変動に対する脆弱性を議論することの重要性を強調し、米国は、セクター別の章での脆弱性の議論は主要な脆弱性に関する別な章と結びつけるべきだと指摘した。各項目の現状に関する米国の懸念表明に対し、共同議長のFieldは、概要に記載された各章の項目は各章で議論すべき問題をまとめたもので、執筆者が執筆を進めるべき順序を示しているとの応え。

スイスは、インドネシアとともに、概要の中に災害を入れるよう提案し、米国はこれに反対したが、共同議長のFieldは、この報告書の中で極端な現象や災害が議論されないことはないことを保証した。中国は、脆弱性やリスクだけを議論するのではなく、影響についても議論し、これを概要に加えるよう提案した。

第1章：これまでとの差異に関し、中国は、新しいシナリオが利用可能なことを指摘し、他のWGからのインプットが必要だと指摘した。

第2章：意思決定の根拠に関し、スイスは、他のWG、特にWG IIIとの一貫性が必要だと指摘し、カナダは、このプロセスの早い段階でこの章の草案を提示し、他の章でも一貫した形で利用できるようにすべきだと述べた。日本は、不確実性の扱いに関する項目の追加を提案し、この項目が概要に追加された。

天然資源と管理された資源と生態系そしてその利用に関するセクション(3-7章)について、南アフリカは、

タイとともに、陸上生態系を独立した章にすべきだと提案し、タイは、生物多様性条約にあわせ、淡水系ではなく内陸の水系に言及することを提案した。韓国は、生態系 (ecosystems) ではなく系 (systems) への言及を提案し、カナダは、淡水系資源の章で氷雪圏を議論するよう提案した。数カ国は、政策関連性を高める必要があると指摘し、スイスとともに、農業や漁業、林業ならびに山岳の表現の明確化を提案した。このWGではこれらの提案について議論した。

韓国は、沿岸システムと低地帯に関する第5章を統合し、化学的、生物学的プロセスも含めるよう提案した、これに対し、共同議長のFieldは、執筆者に十分な柔軟性を提供するため、概要で詳細な項目を記載すべきではないと応えた。

人間の居住、産業、インフラに関するセクション (8-10章) に関し、共同議長のFieldは、これらの問題の扱いを拡大すべきとの各国政府の強い意見を想起した。第10章：主要な経済部門およびサービスに関し、英国は、体系的なリスクと保険に焦点を当て、南アフリカは、タイとともに、農業の追加を提案した。この後者の点について、共同議長のFieldは、この問題は別な箇所で議論されており、概要でも言及されていると応えた。インドは、輸送およびエネルギーを論じることの重要性を指摘し、共同議長のFieldは、これらの部門はインフラネットワークに関する項目に含まれていると述べた。

人の健康、福祉、安全保障に関するセクション (11-13章) では、人の健康に関する章の中に、子供たちとは別に、脆弱な人口も含めるべきことが議論された。タイは、英国とともに、性別の面を含めることを支持し、コンゴ民主共和国は、高齢者への言及を支持した。第12章：人間社会の安全に関し、ベネズエラは、地方共同体を含めるよう提案した。概要にはこれらの点が追加された。

適応と開発に関するセクション (14-17章) に関し、米国は、別な章で開発問題が議論されており、このセクションのタイトルは誤解されやすいと指摘し、このセクションの主題は適応に変更された。その後、全ての国での事例研究に焦点を当てるべきか、それとも後発発展途上国など特定の諸国グループでの事例研究に焦点を当てるべきかが議論された。

多部門に関わる影響、リスク、脆弱性機会に関するセクション (18-20章) については、各章の概要明確化が議論の焦点となり、カナダは、このセクションは総合的な情報材料として重要だと指摘した。また、各国政府はこの報告書の中で主要な脆弱性を定義づけることの重要性についても議論し、米国は、主要なリスクに関する定義づけがないこと、概要の中にこの点への言及がないことに懸念を表明した。

地域的な側面に関するパートBについて、共同議長のFieldは、これは WG II報告書に属すべきものだが、WGs IおよびIIIからのインプットも含まれると指摘し、WG IIの報告書は2部に分かれているが、SPMは一つであり、テクニカルサマリーも一つだと指摘した。同共同議長は、地域区分はAR4と同じであり、国際的な

水系に関する章が追加されると述べた。

シェラレオネは、パートBの導入の章で、地域間の違いとともに相似性についても議論するよう提案した。オーストラリアは、不確実性を一貫して扱うことが重要だと指摘し、フランス、イタリアなど数カ国は、地中海など地域間のホットスポットの追加を支持した。

その後、「国際的な水系」の範囲と適切性の議論に移り、スイスは、これは法律用語だと指摘した。参加者は、この章のタイトルを「外海 (Open oceans)」と変更することで合意した。南アフリカは、これには海も含まれるべきだと述べ、ノルウェーは海洋の酸性化を議論することの重要性を指摘した。

IPCC副議長のJean-Pascal van Ypersele (ベルギー) は、パートBの序文の章で、地域的な予測展望だけでなくその限界についても議論し、執筆者がIPCC-30で行われた地域区分の議論結果に配慮することを提案した。

WG II報告書のよくある質問 (FAQ) の項目について、ニュージーランドは、代表執筆者が「こういった疑問点の一部をうまく引き出す」よう提案した。オーストリアは、頻度が低い影響の大きい現象に関係するものなど、一部の質問は答えるのが困難だが、不適合を回避するには答えを出す必要があると強調した。米国は、プロセスに先立ち質問を求める形よりも、自然に質問が出てくるプロセスにすることを支持した。

WG II報告書でのクロスカッティングイシューの扱い方 (WG-II: 9th/Doc.3 and Inf.1) に関し、共同議長のFieldは、他の2つのWGと協力して一連の合同会議を開催する計画だと指摘した。オーストリアは、各国政府がクロスカッティングイシューについて適当な知識を持つ代表執筆者を指名することを提案した。日本は、不確実性に関して率直に議論する必要があると強調し、共同議長のFieldは、不確実性の扱いと不確実性に基づく意思決定とのリンクに焦点を当て、英国は、不確実性を伝えることを強調した。

その後、参加者が、AR5のWG II報告書に関する各章の概要改定案を承認した。

閉会会合で、共同議長のFieldは、2011年9月に極端な現象と災害に関する特別報告書を承認するためのWG IとIIの合同会合が開催されることを連絡した。

WG III会合: 月曜日から水曜日、WG IIIは第10回会合を開催した。開会会合でWG III共同議長のOttmar Edenhofer (ドイツ)、Youba Sokona (マリ)、Ramon Pichs-Madruga (キューバ) は、作業計画書および関連文書 (WG-III: 10th/Docs.1 and 3, and Inf.1) を提出し、各国政府からのインプットを受け各章の概要をどう変更したか、その概要を説明した。

AR5 WG III概要に関する一般コメントの中で、オランダは、政策決定者に関連性のある時間枠に関して懸念を表明し、全てのセクター別の章に人間性の面への配慮を入れるよう求めた。スーダンも組み入れるべきだと述べた。フランスは、概要の中には緩和ではなく適応を扱っているように見える箇所があると指摘し、複数以上の章に社会的な側面があることを強調した。同代表は、新たに登場してきた技術に

焦点を当てるよう提案した。英国は、各国で効果をあげている政策を記載するセクションを追加するよう提案し、カナダもこれを支持した。オーストラリアは、緩和オプションの費用効果分析で過去の収入も分析するよう求めた。米国は、多数の章が技術移転および資金面を対象にしていると指摘した。スイスは、拘束力のある排出数量制限および削減目的の実施を図る政策決定者に対し、政策関連性のある情報を提供するには、学術的な方式ではなく、実際の、実用的なものにすべきだと強調した。

枠組み問題のセクションについて (2-5章)、英国は、枠組み問題をより実際的なものにし、「概念および分析手法」と名称を変更するよう提案し、ドイツもこれを支持した。スイスは、倫理および持続可能性に関する章の中に集約されていない (disaggregated) 情報も入れるべきだとし、これをセクターおよび動向に関する章の中に方法論として取り入れるべきだと強調した。米国は、各章間の相互依存性に懸念を表明し、一部を取りまとめるよう求め、日本は2-5章が相互に関係しあっている点に同意した。共同議長のEdenhoferは、オランダの問いに応じて、枠組み問題のセクションがWG III報告書全体の10-20%以上を占めるべきでないと明言した。

その後、参加者は、概要について章ごとに議論し、各章の概要を改定し、承認した。

WG IIIの枠組み問題に関するコンタクトグループは、火曜日の午前中に会合を開催し、各章の再編集と合理化を図った。経済と倫理に関する章を統合するかどうか、各章において特定の項目から一般原則へ移る流れをどう改善するかが議論の中心となった。南アフリカとメキシコは、経済と倫理の章の統合は分野的に「相性が良くない」として、懸念を表明した。ノルウェーと米国は、文化面への言及を支持した。

参加者は、社会経済分析と倫理に関する第3章の統合で合意した、これは提案されている概要案のうち、経済分析に関する章と倫理に関する章を統合するものである。カナダは、政策選択で多くの領域を俯瞰する手法が必要だと強調した。英国は、この章の冒頭文は必ずしもその内容を反映していないとして懸念を表明し、これに応じてこの章の題名を社会的、経済的、倫理上の概念に変更した。

第4章、統合：持続可能な開発と衡平性の概要では、生活の質と炭素量の算定に関する項目を「生活の質」に「消費パターン」を付ける形に改定し、これが承認された。

気候変動緩和に向けた経路に関するセクション (6-13章) について、英国は、政策決定者に有用な報告にするため、世界的な展望 (排出、予測、緩和オプション、温室効果ガスの安定化のための国際的努力など) に関する新しい章を提案した。オランダは、テクニカルサマリーの中に世界情報を含めるよう提案した。このセクションの構成についてさらなる非公式議論が行われ、政策決定者が利用可能な最終報告書にするため、地球規模の問題から特定のものに至る多様な問題を反映できるよう再構成された。参加者はこのセクション全体の構成について合意した。

続いて駆動力要素 (Driver)、動向、緩和に関する第5章が議論された。米国は、英国とともに、章の概要での食糧生産の記載に疑問を呈した。英国は、食糧生産を世界的な変化の主要駆動力と置き換えることを受け入れ、締約国もこれに同意した。スペインは、この章に、職業の分析と知識の移転も加えるよう提案した。スウェーデンは、ノルウェー、オランダとともに、共同便益に大気汚染 (の軽減—訳注) を含め、これを概要の改定案に反映させるよう要請したが、スーダンがこれに反対した。

移行経路の評価に関する第6章の概要は、マクロ経済への影響を含めると改定し、採択された。参加者は、短期と長期の定義上の一貫性に関する懸念についてはWG Iと調整し解決することで合意した。

エネルギーシステムに関する第7章について、参加者は、エネルギー効率の重要性を強調し、緩和技術オプションおよび実施方法の項目に付け加えた。この章の概要は、改定案通りで合意され、障壁リストに物理的な障壁を付け加え、個別セクターに関する基本知識が欠如している場合が多いことも記載された。

輸送に関する第8章の概要は、輸送に淡水系の輸送も含めるとの改定を加えて承認された。スペインは、サウジアラビア、チリとともに、緩和技術オプションおよび実施方法の項目に加えられた効率をここにも挿入するよう要請したが、フランスはこれに反対した。

産業部門に関する第10章について、スイスと英国は、非物質化 (dematerialization: 消費者向け商品、製造または製品に使われる物質の削減) を含めるよう要請したが、サウジアラビアは、この考えは原材料の「革新」で扱えると述べた。スイスはこの章の項目に観光産業を含めるべきだと強調し、スペインもこれを支持した。サウジアラビアは、カナダおよびオランダとともに、この章は製造業とサービス業に言及するものだと述べた。南アフリカ、メキシコ、サウジアラビア、オランダは、観光業は建築、土地利用、輸送に関する章で扱うのが最善だと指摘した。南アフリカは、ここに観光業を含めるなら、鉱業も含めるべきだと述べた。この章の概要については、結局、観光業を含めるよう改定することで合意した。

農業、林業、他の土地利用 (AFOLU) に関する第11章について、参加者は、生物多様性、バイオ炭化物、畜産、材木を含めるかどうか議論した。非公式協議後、オランダは、AFOLUに関し合意可能な表現を提出し、バイオ炭化物や他のこれまでの提案の一部を含めるかどうかは、概要ではなく執筆者へのガイダンスに記載できると指摘した。グアテマラは、2009年5月、ブラジルのサンパウロで開催された、各国の人為的排出量および除去量の算定の代わりとして、管理された土地の利用を考えるIPCC専門家会合の関連性を指摘し、参加者はこの会議の報告書への言及を含めることで合意した。

人間の居住・インフラ・空間利用計画に関する第12章の概要について、締約国は、対象となっていない問題が他の章と比べて多いと指摘し、たとえば、都市のグリーン空間、広がりや密集の問題などを挙げた。参加者は、この問題について、2010年4月に開催予定の人間の居住とインフラに関するWG II/III専門家会合の後、

章の概要を再検討するよう議長団および執筆者に提案した上で、この章の概要に合意した。

政策、制度、資金の評価に関するセクション4 (14-17章) について、水曜日午前中、コンタクトグループ会合が開催され、このセクションの再構成を行った。コンタクトグループは、国内レベルから始めて国際レベルに移ることを提案し、さらに両レベル間で参照しあうことを提案した。またこのグループは、投資と資金問題は全ての章で扱われるべきだが、概要には、別なクロスカッピングの章を残すことで合意した。

国際協力：合意と制度に関する第14章について、オランダは、市場メカニズムおよび緩和努力共有化の分析という項目の追加を提案した。スイスは後者を加えることに反対し、これは評価の結果に予断を与えると述べ、参加者は、執筆者にこの点への留意を求める文章をガイダンスに記載することで合意した。カナダは、気候変動と貿易協定が相互にどう影響しあうか検討できるよう、貿易に関する項目は広義に解釈されるべきだと強調した。スーダン、サウジアラビアとともに、キャパシティビルディングに関する項目を分けるよう提案し、合意された。

国のおよび国内地域の政策に関する第16章について、ニュージーランドは、一部の要素には国際的な意味合いが含まれると指摘した。米国は、この章には研究開発政策が盛り込まれていないと指摘した。国連人間居住計画 (UN-Habitat) は、国内地域の政策に関する文献の広がりをも指摘し、国内の章と国内地域の章の組み合わせに疑問を呈した。

スイスは、先進国と途上国間の線引きは困難だと指摘した。オランダ、英国、メキシコは、開発レベルの分析を支持し、オランダは「途上国間および途上国内」との表現を提案し、メキシコは後発発展途上国への留意を提案した。サウジアラビアは、附属書Iと非附属書I締約国に関するUNFCCCの差異化に示されるとおり、先進国と途上国の違いは明らかだと強調した。さらなる非公式協議の後、参加者は、この章では開発レベルや能力に配慮して先進国および途上国の政策措置の実績評価を行うことで合意した。

メキシコは、非政府組織の役割を付け加えるよう提案し、マレーシアは、この章の概要に利害関係者の役割を付け加えるよう提案し、参加者もこれに同意した。

投資と資金に関する第17章について、日本は、これは政治的意思で決められるものであり、科学分析の対象ではないとし、政策立案者が考えるべきものだと述べた。同代表は、この理由に基づき第17章をWG III報告書の概要から削除するよう提案した。参加者は、緩和活動に対する資金供与の項目について議論し、数カ国がこれは先進国と途上国の両方に言及すべきだと指摘し、中国は、途上国での緩和活動に対する資金供与が優先すると指摘した。オランダは、項目をそれぞれ先進国関係と途上国関係の2つに分けるよう、これで合意された。この章の概要はその後承認された。

続いて、参加者は、個別の章の概要全てにFAQs (良く聞かれる質問) を付けることを承認した。

AR5のスコープおよび概要の最終決定：水曜日夜、パネルは、プレナリーを再開し、AR5のスコーピングに関する議題項目を最終決定した。WGsは、各WGs会合でのAR5報告書各章概要の議論について、パネルに報告した。

WG I共同議長のQinは、改定された概要案を提出し、議論はスムーズに進行したと指摘した。共同議長のStockerは、地球規模、地域規模の気候予測の地図（Atlas）を描いた附属書の付与を強調し、この地図は一定の時間枠、シナリオにおける特定変動要素の動きについて総合的な情報を提供すると述べた。同共同議長は、この地図は近未来および長期的な気候予測に関する第11章および第12章、さらには気候現象に関する第14章で評価された情報に基づき作成されると述べた。同共同議長は、科学的な精度を確保するため、これらの章を担当する査読編集者がこの地図の査読を行うことを提案し、パネルもこれに同意した。米国は、このことは他の章と同様この地図についてもパネルの受諾を得ることになるのかと質問し、事務局長のChristはその事実を確認した。

WG IIに関し、共同議長のFieldとVicente Barros（アルゼンチン）は、WG IIの概要改定案を提出し、変更点、特に次の点を指摘した：観測された影響と予測される影響との違い、不確実性と相互作用抑制要素の強調、食料安全保障と社会的な影響のセクションの改善、地域内小地域への注目。

WG IIIに関し、共同議長のEdenhofer、Pichs-Madruga、Sokonaは、改定された概要案を提出し、大きな改善があったと指摘し、同共同議長はトップダウンとボトムアップの両方の見方が示されることを約束すると述べた。

パネルは、3つ全てのWGsの改定概要草案を承認した。

UNFCCC2条のクロスカッティングテーマについて、コンタクトグループ共同議長のChristophersonは、今会合期間中5回の会議を開催し、議論の結果、このテーマに関する作業の始点となるべき2頁のコンセプトノートを作成したと述べた。同共同議長は、このコンセプトノートはクロスカッティングテーマの目的、背景、スコープの概要を説明するものであり、2条に関連性があるWGの章を列記するリストをつけると述べた。同共同議長は、同コンタクトグループが2010年初めのWG間会合開催を提案していることも指摘した。議長のPachauriは、SYRのスコーピング会合の前にも専門家会合を追加するよう提案し、このクロスカッティングイシューについては自分が責任を持って執り行うと述べた。議長のPachauriは、IPCCは政策規範的になれないため2条の問題には特に困難が伴うとし、「危険な」の定義には価値観が伴っており、この点は政策決定者の判断に委ねるべきだと述べた。

オーストリアは、安定化レベルなどで、WGs間でシナリオの調整を図ることが重要だと強調し、この点、コンセプトノートでの言及を歓迎した。サウジアラビアは、水資源の利用可能性と水の安全保障、そして共

同便益、トレードオフ、スピルオーバーを含めるよう求めた。この提案はコンセプトノートに追加され、議長のパチャウリは、これはプロセスの始まりに過ぎないと想起し、専門家会合で2条関連の章が決定されると述べた。

オランダは、3つ全てのWGsにおいても、特に時間枠やギャップと知識などの問題は一貫性のある形で取り扱うべきだと提案した。ロシア連邦は、UNFCCCの全締約国が温室効果ガス安定化にどれだけ貢献したか、実際の累積貢献量に関する情報が重要な役割を果たすと強調し、いわゆる厳しい気候環境にある国の特性など、他にも取り上げるべき重要問題が存在すると強調した。マリとマレーシアは、全てのWGsにおいてグレーな文献（灰色文書：一般向けに出版されない文書）も用いることが重要だと強調した。

執筆者に対するガイドライン作成に関するスイスの質問に対し、議長のパチャウリは、透明性は確保される、ガイドラインはいずれ発行されると指摘した。

AR5の予定表について、議長のパチャウリは、ベニスでのAR5スコーピング会合において、SYRに最新の情報を含めるべく、WG I報告書の完成とSYRの完成との間隙を12ヶ月以内にするとの提案があったと指摘した。ニュージーランドは、WG報告書承認会合をUNFCCC会合に近い時期に設定しないよう提案した。英国は、スロベニアとともに、UNFCCC会合の直後に承認会合を開催するなら、IPCC作成文書の影響は最小限になると指摘した。また英国は、2010年10月のIPCC-32と、2010年12月の再生可能エネルギーに関する特別報告書承認のWG III会合の予定についても懸念を表明し、この2つの会合は時期的に近すぎると述べた。

木曜日午前中の追加協議の後、事務局長のChristは、AR5に関する予定表の改定案を提出した：WG Iの承認会合は2013年9月、WG IIの承認会合は2014年の3月半ば、WG IIIの承認会合は2014年4月初め、SYRの承認は2014年9月となる。同事務局長は、執筆者の指名は2010年1月初めに開始され、3月に締め切られると指摘し、代表執筆者のリストを作成する議長団会合は2010年の5月初めに開催されると指摘した。さらに同事務局長は、再生可能エネルギーに関する特別報告書のサマリーの承認を2010年12月から2011年2月に変更し、アラブ首長国連邦のアブダビで開催の予定だと指摘した。

議長のパチャウリは、参加可能な最善の専門家を指名するため各国の窓口組織が積極的に動くことを提案した。バングラデシュは、窓口組織での作業推進のためのキャパシティビルディングと訓練を提案した。パネルは改定されたAR5の予定表を承認した。

2010-2014年 IPCC事業予算

月曜のプレナリーで取り上げられた後、この議題はConchita Martinez (スペイン) と Ismail Elgizouli (スーダン) が共同議長を務める水曜の資金タスクチームで取り上げられた。

月曜のプレナリーでは、数カ国がタイムリーな形で資金を拠出していないとの懸念がPachauri議長より表明された。

水曜夜のプレナリーでは、Christ事務局長が、今後3年間に対応し、2013年までの評価サイクル全体の指示的予算を盛り込んだ予算策定(IPCC-XXXI/Doc.2)に関し、更なる助言を仰いだ。また、今年予算での予備費は使い果たしているとし、不確実性およびリスクに関するクロス・ワーキンググループ会合用に、2010年は10回分の旅費予算の積増しを提案した。

資金タスクチームでの議論につづいて、Martinez共同議長から修正予算(IPCC-XXXI/Doc.2/Rev.1)の紹介があり、ビューロー・メンバーに同行する途上国/経済移行国の政府代表の渡航費の拠出に向けたマリ提案と、2010年6月のSYR用のTSU向け予算(100,000スイスフラン)の問題に焦点が当てられた。さらに、予算を安定させるための取り組みと2008-2009年の追加資金の必要性について言及された。

オランダは、現下の金融危機と資金拠出について各国政府が直面している難しさを勘案し、収支バランスのギャップが拡大していることに懸念を表明し、目標の拠出額を捻出するためにプランがあるかとの問いを投げかけた。Pachauri議長は、各国政府にアプローチした結果、寛大な支援の見込みがあったとの期待感を示した。

英国は、IPCC第33回および第34回総会を1回にまとめて開催し、コスト削減を図るよう提案した。Christ事務局長は、IPCC-33で事業年度は終わらないため2回の会合が必要だとしながらも、経費節減のため「再生可能エネルギーに関する特別報告書」と「極端現象に関する特別報告書」の承認会合をもって、総会の連続開催は可能であるとの考えを示した。オーストリアは、その場合2011年の会合は2週間に及ぶことになると指摘したが、Pachauriはその方が代替案よりも簡単でコスト効果が高いと答えた。

ノルウェーは、ベトナム・ハノイで2010年3月に開催予定の「極端現象に関する特別報告書」の第2回LA会合と2011年1月にタイ・バンコクで開催予定の政府/専門家レビュー会合の両方に資金を援助すると発表した。また、IPCC信託基金に対し、350,000スイスフランを特別に寄付すると発表。その後、予算が採択された。

オブザーバー組織の認定

Christ事務局長は、IPCCによる検討、承諾用の新たなオブザーバー組織のリスト1(IPCC-XXXI/Doc. 5)及び特別なオブザーバー・ステータス向けの改定版EC提案(IPCC-XXXI/Doc. 6)を紹介した。IPCC事務局長代理 Gilles Sommeriaは、IPCC-30以降オブザーバー・ステータスを新たに申請した3つの機関は、地球規模生物多様性情報機構(GBIF)、国際環境自治体協議会(ICLEI)、アフリカ開発気象利用センター(ACMAD)であると言及した。また、IPCC-30へ提出された2つの機関からの申請、エネルギー・リサーチ・オーストリア、及び工業技術研究院(the Industrial Technology Research Institute)は、オーストリア、中国の各政府からの留保によ

りペンディングとなっている。オーストリアは、エネルギー・リサーチ・オーストリアに対するオブザーバー・ステータス付与をIPCCに推奨すると通知した。中国は、工業技術研究院について、同機関のロゴが台湾という省ではなく台湾の位置を示しており、コンセンサスが得られていないとして、このオブザーバー・ステータス申請プロセスはIPCCで保留扱いにするよう推奨した。マダガスカル、ニジェールは、ACMADの申請について、同地域のキャパシティビルディングの重要性について留意しつつ、支持した。GBIF、ICLEI、ACMAD、エネルギー・リサーチ・オーストリアのオブザーバー・ステータスの申請はIPCCによって受理された。

改訂版EC提案については、Andrej Kranjc (スロベニア)及び小野洋 (日本)が共同議長を務める2つのコンタクトグループ会合が開催された。Kranjc共同議長が水曜夜、これは、ECに対してIPCC会合で次の手続き権(全出席者が認知された後ではなく、順に発言する権利; 応答する権利; 提案を紹介する権利)を付与するための提案であるとの説明があった。こうした権利は限定的なものとなり、投票権や選挙権を意味するものではないと述べた。さらに、コンタクトグループでの議論は、提案への反対に至らなかったと連絡した。この提案はIPCCの手続きに合致するものであるとPachauri議長が指摘し、IPCCはこれを受理した。

UNFCCCに関する事項

UNFCCC 事務局のRocio Lichteが、気候変動の交渉の進展について、デンマーク・コペンハーゲンで行われる2009年12月の第15回締約国会議(COP-15)まで実質的な交渉時間は僅か5日間しか残されていないことに触れながら、説明した。また、AR5がコペンハーゲンの合意に係わる実施上の多くの局面で、情報面で重要な役割を担うと指摘した。さらに、2006年版国別GHGインベントリ・ガイドラインの取扱いに関して継続中の議論について触れ、2010年6月のSBSTA-32での調査に関する対話におけるIPCCの関与、また、IPCCの極端現象や災害に関する特別報告書、再生可能エネルギーに関する特別報告書の成果に、UNFCCCとして期待を寄せていると述べた。

スイスは、UNFCCC会合におけるIPCCのプレゼンスの重要性を指摘し、11月のスペイン・バルセロナでのUNFCCC会合にIPCCがどのような形で参加するのか尋ねた。この質問に対して、Christ事務局長は、多くのIPCC専門家が本格的に交渉に参加できるよう常に努力していると述べ、バルセロナで計画されているAR4の研究成果に関するサイドイベントについて説明し、COP 15でもハイレベル会合の場でプレゼンテーションの時間がとられる可能性があるとして述べた。

IPCCビューロー及びタスクフォース・ビューロー選挙手続き規則

Christ事務局長より関連文書 (IPCC-XXXI/Docs.15 and 18)の説明があり、つづいて英国が手続き規則の改訂のためのタスクグループの諸提案について報告した。変更点は以下の通り： 次回選挙までのビューローの人

数、仕組み、構成、特に上級職での地域グループの代表；副議長職の代表形式；IPCC議長交代に係わる任命規定；任命委員会の機能。

オランダは、選挙プロセスを明確にするための選挙ガイドの作成を提案した。地域バランスについては、オーストリアは、地域代表を巡って高度な資格を有する議長が必要だと述べ、キャパシティビルディングのためのノーベル賞基金がより良い代表制度に向けて有効なステップであると述べた。

IPCC-30での諸決定の実施

途上国・経済移行国の科学者の参加(決議 7):、IPCC事務局Masaya Aibaは、途上国・経済移行国のこれまでの評価報告書の中での参加状況について事務局が行った調査(IPCC-XXXI/Doc.11)について紹介した。調査の結果、途上国・経済移行国の専門家の参加、こうした国々からの英語以外の文献や灰色文献が少なく、シナリオ開発における地域バランスのとれた参加が欠如していることが指摘された。

Van Ypersele副議長が、次の提言案を紹介した：啓蒙活動および連絡窓口の活動強化；指名および選任プロセスが確実に途上国・経済移行国の専門家の任命を促進するように担保すること；より多くの地域会合の開催；国内連絡窓口（フォーカルポイント）のアウトリーチへの参加奨励；若年層の執筆者の参加奨励；途上国・経済移行国のシナリオ開発への参加増進。

Pachauri議長は、これらの提言案をさらなる議論のために提起するよう示唆した。スーダン、シエラレオネ、インドネシアとともに、外務省のオフィスよりも連絡窓口を専門家との交流のために活用すべきであると述べた。シエラレオネは、IPCCがWMOと連携して途上国専門家のキャパシティビルディングに努めるべきだと述べ、ドイツが、こうした取り組みを支援するためには先進国と途上国の研究機関間の既存のパートナーシップを活用することを提案した。スペインは、より多くの国からの回答を得るためのレポートの更新を推奨した。マダガスカルは、現行のIPCCの任命プロセスはプロセス経験者を優遇していると、これが途上国・経済移行国の若い執筆者の参加を阻害していると述べた。

van Ypersele副議長が、スペイン提案を実行できないことはないが、これはビューロー向けの改正提案の中に盛り込むことが可能であろうと指摘した。Christ事務局長は、ジュネーブ常設代表部を通じて連絡内容が送られることを明言し、まだ国内窓口を任命していない国々については確実に最新版を送るよう勧告した。

こうした点についてさらに議論すべく、IPCC-32へ提言を送ることで合意がなされた。

AR4検索可能版などの電子技術の活用（決議 10 及び 11）: Stocker共同議長より進捗報告書(IPCC-XXXI/Doc.12)の概要説明があり、新たな文献は自由に利用できるよう、すべて高解像度のPDF版、ならびにDVDまたは外部ドライブのフォーマットで公共のものとして提供することを提案した。しかし、特に将来の修正を許容できるような成果物のように、現在、すべてが評価プロセスと両立するものではないと強

調した。さらに、一般市民がアクセスできる、すべての電子版データベースをIPCCが作成もしくは配信できるものでもない指摘した。ニュージーランドは、合成画像を元にした地図情報のビデオループが若い政策決定者にアピールすると提案した。van Ypersele副議長は、TGICAの能力とのシナジー効果があるとし、本件の作業についてTGICA共同議長が関与するよう提案した。

長期にわたる将来取り組むべき問題 (決議 13): van Ypersele副議長よりIPCCの将来に関する議題事項の状況説明があり、IPCC-30の決議がIPCCの短期的な将来、とりわけAR5に関する内容であったと指摘し、現在の評価報告書のサイクルではこれを進めることが妥当ではないとしてAR5のサイクル終了の2年前までに、その他の長期的な変化について検討しなければならないと示唆した。IPCCの将来に関するタスクグループは次回レビュー会合向けに修正版レポートを作成予定。

進捗報告書

再生可能エネルギーに関する特別報告書: Edenhofer共同議長より特別報告書 (IPCC-XXXI/Doc.8) の作成に関する最新情報の説明があり、急逝した統括執筆責任者 (CLA)、Wolfram Krewittに代わり、Ralph Simsが務めることになったことが伝えられた。また、2009年9月にノルウェー・オスロで開催された第2回LA会合の成果として、特に、水力に関する章が追加されたことを参加者に伝えた。さらに、2つの専門家会合 (再生可能エネルギーのモデリング、企業の利害関係者も参加する会合) の提案に関する話に続き、会合の参加者(招聘者、専門家の渡航費の資金、途上国による補償)に関する議論が行われた。英国は、会合への専門家派遣プロセスを円滑化するために、誰が招聘されているかという情報を連絡窓口には知らせるべきであると提案し、スペインがこれを支持した。

極端な現象と災害に関する特別報告書: Barros共同議長より、極端な現象と災害に関する特別報告書 (IPCC-XXXI/Doc.7) についての最新情報の説明があり、LAおよびREが地域とジェンダーの点でバランス良く選出された代表者であると述べた。また、第1回LA会合は2009年11月9-12日、パナマ・パナマシティにて開催され、暫定的に第2回LA会合については2010年3月ベトナムで開催予定と伝えられた。

TFI: TFB 共同議長のThelma Krugから、同部会の作業(IPCC-XXXI/Doc. 9)についての進捗状況が伝えられた。ブラジル・サンパウロにて2009年5月5-7日に開催された直近の専門家会合「各国の人為的な排出量・除去量算定の代用としての管理地利用の再検討」について、人為的な排出量・除去量の代わりとして管理地を利用するために、助言内容を改変することに何ら根拠は無いということが主な成果だったと述べた。また、森林管理やその他の土地利用データについては、食糧農業機関 (FAO) との合同会合が開催されたばかりだが、国別GHGインベントリに関する2006年ガイドライン向けのソフトウェアに関する専門家会合を2009年11月18-20日にスイス・ジュネーブで開催される予定であると伝えられた。

TGICA: TGICAのRichard Moss共同議長から進捗報告書(IPCC-XXXI/Doc.14)の紹介があり、データ配信センターやガイドライン作成、キャパシティビルディング活動および新シナリオに関する触媒的なグループ支援を含め、AR4 TGICA退任メンバーからの助言内容を伝えた。

新シナリオの開発: WG II のChristopher Field共同議長とシナリオに関する触媒グループのメンバーから、2300年までの代表的濃度パスウェイ (RCP) 群の延長や社会経済的な一連の豊富なストーリーラインの開発、ベースラインおよび各シナリオの政策版開発などを含め、触媒グループでの進捗状況について説明があった。

さらに、TGICA 共同議長のRichard Mossとシナリオに関する触媒グループのメンバーは、新しい歴史的排出量のデータベースとモデルの実行利用に向けて完成される3つのRCPsを含めた統合評価と気候モデル・コミュニティに係わる共同作業についての報告を返した。また、近々発表されるRCP 6や2300年までのモデル対象期間延長、参照シナリオを含めた4つのパスウェイ全てを走らせるモデリング・グループについて強調した。

オランダは、シナリオに関する触媒グループが、特にIPCC-30で提起された2100年以降のRCPsの拡張について対応するレポートを次回の全体会合用に書面で準備するよう要請した。さらに、TGICAが触媒的な役割を果たすのか、また、IAMC(統合評価モデル・コンソーシアム)との共同作業に関する詳細な情報がIPCCに提供されるのかどうかという問いを投げた。これに対して、そうした要望事項が今後対応されるだろうとField共同議長が答えた。

IPCC平和賞スカラーシップ基金: Christ事務局長より、IPCC平和賞スカラーシップ基金に関する進捗報告書(IPCC-XXXI/Doc.13)の紹介があり、スカラーシップ資金集めの目標額は1,000万スイスフランであるとし、2010年10月に初回スカラーシップを授与するべきだと述べた。また、資金集めのプロセスにおいて、基金にもっと適当な名称をつける必要があることが判明したとし、IPCC気候教育プログラムと改称することが提案された。

Pachauri議長は、資金提供者から基金に対して良好な反応が得られると自信を示し、国連基金が将来の管理を引き受けるとの申し出を行っていることを参加者に伝えた。スイスは、基金の運用がIPCCに重い負担となるのではないかと懸念を示し、国連訓練調査研修所 (UNITAR) と国際連合大学 (UNU) と協働することを提案した。ベルギーは、企業からの資金を受け付ける際の基準を設けるべきだと指摘したが、Pachauri議長は、資金集めのプロセスで考慮済みであると述べた。また、基金の名称については今後協議が行われると述べた。

アウトリーチ: Christ事務局長からアウトリーチ活動に関する進捗報告書(IPCC-XXXI/Doc.16)が紹介され、

ウェブサイトの定期更新、アウトリーチ・イベントやワークショップ、気候変動に関する国連連絡グループとの継続的な作業についての話があった。

WG Iで進行中の作業: Stocker共同議長からWG I進捗報告書 (IPCC-XXXI/Doc.17)の紹介があり、代替的な計量法に関する科学と気候変動の検知と要因特定に関する専門家会合のレポートに焦点があてられた。さらに、2010年米国コロラド州ボルダーにて開催予定のマルチモデル評価と測定基準に関する専門家会合の準備状況について話があった。

その他の業務

この議題項目の下で、ECは特別なオブザーバー・ステータスの付与に関してIPCCへの感謝を示し、オーストラリアは2011年4月に極端な気候現象と災害に関する特別報告書の第4回LA会合を同国で開催するとの申し出を行った。

次回会合の開催日程・場所

2010年10月11-14日、韓国・釜山にてIPCC第32回総会を開催すると韓国政府が述べ、参加者を歓迎する意向を表明した。

閉会プレナリー

Pachauri議長は木曜午前、Field共同議長のハインツ賞受賞のニュースに祝辞を述べた。また、6月のUNFCCC補助機関会合でVladimir Tarasenko (ベラルーシ) 逝去の悲報について触れ、ご家族と同機関あてに弔報を送ると述べた。インドネシアは、IPCC-31の成功について触れ、AR5の準備という今回の“重大な会合”を開催することが出来て非常に幸いであると述べた。マレーシアは、2010年6月に海面上昇と氷床に関するWG Iワークショップ開催地として名乗り出た。

Pachauri議長とChrist事務局長は、インドネシア政府および地元の組織委員会、TSUs、ビューローおよび事務局に対する感謝の言葉を述べた。最後に、WMOカンファレンス・オフィサーのFrancis Hayesが、フランク・シナトラの“My Way”を独自の味付けを加えて歌い、最後を飾った。午後12時10分、Pachauri議長により公式に閉会が宣言された。

IPCC-31 総括

前向きなスタート

2007年12月、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC)の下で行われたバリ会議において、気候変動に対応するための新たな合意をめざす交渉のロードマップが策定された。この決定的に重要な会合から約2年。同じバリ

を舞台に、気候変動に関する政府間パネル (IPCC)が重要な「ロードマップ」会合を開催した。IPCC第4次評価報告書 (AR4) は、気候変動の将来枠組み交渉の開始にあたり重要な役割を果たし、2009年12月にコペンハーゲンで開く第15回締約国会議 (COP 15)の合意という形に帰結するものと予想される。現在、UNFCCCのバリ・ロードマップの下にある交渉プロセスが世間の耳目を集めているが、IPCCもまた新たな評価報告書のサイクルに係わる重要なステージにある。これを念頭に置くと、バリのIPCC総会での注目点は、2013-14年に完成予定となっている第5次評価報告書 (AR5) の骨子であった。

3つの作業部会 (WG) の下で昼夜行われた3日間の会議マラソンを経て、各自の執筆分に係わるAR5の章立ての骨子について承認が行われ、IPCC第31回総会の参加者のテンションは上がっていた。「きっと場所柄もあると思うが、ここバリでやるべきことは全てやり遂げたよ。」と、ある参加者は感激した様子で話していた。修正後の報告書の骨子は、より微妙なニュアンスに富み、明確さが示されたようであり、AR5をもっと政策に関連づけて、政策決定者のニーズに合わせるようにするために複数の政府から追加された新たな課題がいくつか盛り込まれた。閉会プレナリー (全体会合) での昂揚ムードは、会議担当者のFrancis Hayes氏が今回の深夜会合での和やかな雰囲気と重ね合わせながら演奏したフランク・シナトラの「マイウェイ」に見て取れたし、政府代表が抱えていた懸念事項は最終的な骨子の中に織り込まれたとの見解を映すものだった。

この短い分析では、IPCC-31の最重要項目であったAR5の骨子に関する議論に焦点をあて、各作業部会 (WG) の章立ての変更内容について、政策決定者の意見を採り入れつつ、AR4とAR5での問題の取扱いの違いを比較検討し、地域別の評価の改善やWGを横断する材料の統合などにも対応しつつ、まとめる。これらの問題は、AR5の構成や作業計画に非常に重要な意味を持ち、報告書の公表予定時期となる2014年までのIPCCの作業を方向づけるものである。

“I DID IT MY WAY” (自分の信じるままに)

各作業部会において、より政策との関連性を持たせ、政策決定者が近づきやすい形にさせようと報告書の構成順序と骨組みを見直すよう常に政府団はプレッシャーをかけていた。科学者は昨夏イタリア・ヴェニスにて行われたAR4のスコーピング会合で章立てに関する作業を行う機会があったが、今度は政策決定者が意見を言う番である。

第1作業部会(WG I)が第2, 第3作業部会の作業を支える駆動力にならねばならないという幅広い認識がある一方で、WG Iの会議室を後にした各国政府に対してはほとんどノータッチの状況となった。「WG Iの作業と統合させて、われわれの緩和の義務を果たし、適応のためのニーズを満たすようにするための情報を生成す

るのは、WG IIやIIIの専門家の仕事だよ。それは科学者に任せているから。」と、ある政府代表は言う。一方、WG Iの報告書がUNFCCCプロセスで現在議論されている各国の意欲的な中期目標の評価のベンチマークであり、不可逆的な気候変動や転換点などに関する決定的に関する重要な新情報となるとして期待を寄せている向きもあった。

WG IIと特にWG IIIは、それぞれのAR5向けの骨子に対して著しい数の変更を加えていた。WG IIでは、こうした変更が、最終的な報告書に反映され、特に適応や脆弱性について現在直面している課題や、その対策として利用可能な政治的な選択肢を明らかにし、情報をもっと政策に関連づけられるような尺度にデータを分解し、地域レベルの問題に対する新たな重要な評価を提供できるようになればと政府代表らは期待していた。

WG IIIの主な変更点は、特に政策決定者がもっと報告書を手に取りやすいようにするための骨子の再編成であった。各国の政策や資金供与に係わるパフォーマンスについての議論は、先進国と途上国間の違いを引き出し、UNFCCCの締約国は「共通するが差異ある責任」を有しているとする昔からの政治的な立場を最も鮮明に反映していた。

AR4との類似点と相違点

AR4とAR5との主な違いは、AR5が単純なAR4の更新版というよりも、もっと政治的な行動を促すことを狙って調整されるということである。

AR5は、特定の問題、すなわち、報告書に暗黙的に盛り込まれていたり複数の章で幅広く取り上げられていたりした問題を、さらに重視していくことが期待されている。気候変動の推進力ともいえる、放射強制力に対して重要な役割をもつという認識がなされ、雲やエアロゾルは今やWG Iの中で独自の章が設けられている。この問題、特に雲については、政策サイドからは関心が高かったが、これまでのIPCC評価報告書ではあまり扱われていなかった。今次報告書では、この重要な溝を埋める方向となるだろう。さらに、今回は、炭素周期や海面上昇など、第3次評価報告書(TAR)以降扱われていなかった問題の一部が盛り込まれることになる。WG IIでは、新たな章として、海洋や人間の安全保障、生活や貧困が盛り込まれ、適応や人間の定住、経済活動についての取扱いが増やされる。また、WG IIの報告書では、さらに地域ごとの詳細な説明を加えて地域別の評価を強化し、政策立案や

課題解決、不適応の回避といった目的のための視点の絞り込みという重要なニーズに応える。作業を裏から支える経済学と倫理学が、今やWG IIIの重要な原理と方法論としてフレーミング・セクションに明示的に盛り込まれ、AR4では明示的に入れられなかったことが欠陥だと多くが感じていた問題点を解決する。

地域別の重点分野

AR5では、地域別評価が3つの作業部会すべてにおいて中核となる。地域情報をどの影響をベースに改善するかという試みで、WG IIは他の2つの作業部会向けに世界全体と地域別の予測に係わるインタラクティブな電子地図を作成し、グループの紙媒体の報告書を補完する。地域別の影響評価は永らく多くの国々の目には究極的な弱点として捉えられていたが、気候変動の政策対応を策定する上で最も不可欠な情報である。また、WG IIの執筆陣がどのような影響が地域別に起こりうるのか決定するための初のデータソースとして、地図が提供される。

WG IIの報告書は、2つのパートに分かれ、Part Bでは、特に地域的な側面について焦点をあてる。さらに、WG IIの地域に関する部分は、他の2つの作業部会からの情報を活用し、地域の気候変動に関する“ワンストップ・ショップ”とすることが期待される。この地域版については、前回のIPCC総会で突っ込んだ議論が行われ、AR4とほぼ同じだが、海洋に関する章を追加するという重要な変更があった。また、AR5では、さらに地方(subregions)や、地中海やメガデルタといった地域横断型のホットスポットについて、該当地域の政策決定者向けに必要な情報を提供する。

また、WG IIIでも、地域問題への対応を改善するが、緩和問題や、論議を呼ぶ問題として浮上している社会経済的な分断という文脈から改善しつつある。地域別の緩和を比較する上で、WG IIIが抱えるだろう難題は、その国の位置する地域とは対照的に、国家の開発段階に多くを依存することにあると、ある代表は指摘する。他方、WG IとIIでは、科学や適応は地域レベルでもっと簡単に比較可能な問題である。WG IIIは、緩和や資金供与、投資といった章の中の経済問題で特有の課題を提示している。これは、現在進行中のUNFCCC交渉においても先進国と途上国の間の「共通するが差異のある責任」を巡る、デリケートな問題となって現れている。先進国と途上国という“人為的な区分”は撤廃すべきであるとの意見もあるが、途上国側はこれに反対を唱え、AR5の骨子の中でもUNFCCCの究極的な違いを残しておくべきだと主張する。

より幅広い視点で

UNFCCC 2条を横断的テーマとして後の段階で挿入するという決定も、政治的に微妙な問題を孕んでいる。このテーマは、ヴェニスにおける7月のAR5スコーピング会合後に各国政府から提出された骨子案と横断問題に関するコメントの検討を受けて提案されたものである。危険な気候変動というコンセプトがIPCCのほぼ全ての作業に入ってきているため、IPCC-31に合わせて、暗黙的に取り上げる“超横断的なテーマ”とすべきどうかと疑問を投げかける議論もあった。全体総会の開会プレナリーでは、第2条を明示的な横断テーマとして追加するという方針が決定された。将来の作業を始動させるためのコンセプト・ノート原案を作成するコンタクトグループが行われ、章ごとに問題を示すリストが特定された。危険な気候変動に関する、より良い科学



Earth Negotiations Bulletin
IPCC-31
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg7>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

情報の必要性についてバランスを図ることに多大なる難しさがあったが、一方で何が実際に危険な気候変動を成すのかという点を定義することは差し控え、この点は政策決定者の価値判断に任せるべきだとした。

結果が起こりうる可能性と堅牢性という両方の点で、不確実性を取り上げることが重要だという認識が共通の論点となった。不確実性という文言を作業部会の間で一貫性をもって使用させる動きもあった。ある政府代表の指摘によれば「確実に分かっていることと、確信がもてないことを等しく把握することが重要」であり、この横断的な問題は全ての章で再び中心テーマとなってくるだろう。AR5の原案作成にあたっては、これが決まり文句となりそうだ。

今後の会合スケジュール

AWG-LCA 7 及び AWG-KP 9再開会合: 第7回AWG-LCA再開会合第9回AWG-KP再開会合が2009年11月2-6日、スペイン・バルセロナで開催。詳しい情報の問い合わせ先: UNFCCC 事務局; tel: +49-228-815-1000; fax: +49-228-815-1999; e-mail: 事務局@unfccc.int; ホームページ: <http://unfccc.int/>

モントリオール議定書第21回締約国会議(MOP-21): MOP-21は2009年11月4-8日、エジプト、ポートガリブにて開催。特に、温暖化係数の高いハイドロフルオロカーボンの規制および段階的生産削減のための議定書改正案が検討に付され、オゾン層破壊物質のバンキング破壊を推進することが検討された。問い合わせ先: Ozone 事務局; tel: +254-20-762-3851; fax: +254-20-762-4691; e-mail: ozoneinfo@unep.org; ホームページ: <http://ozone.unep.org/>

航空・代替燃料に関する会議: 2009年11月16-18日、国際民間航空機関(ICAO)主催で ブラジル・リオデジャネイロで開催。最新の代替航空燃料と今後の実施可能性について紹介。 問い合わせ先: ICAO航空運輸局; tel: +1-514-954-8219 ext. 6321; e-mail: envcaaf@icao.int; ホームページ: <http://www.icao.int/CAAF2009/>

国別GHGインベントリに係わる2006年IPCCガイドライン向けソフトウェアに関する専門家会合: 2009年11月18-20日、スイス・ジュネーブにて開催。 問い合わせ先: IPCC 事務局; tel: +41-22-730-8208; fax: +41-22-730-8025; e-mail: ipcc-sec@wmo.int; ホームページ: <http://www.ipcc.ch>

持続可能な開発に関する第7回世界フォーラム: 2009年11月19-20日、フランス・パリにて開催。 テーマは“新世界秩序: 京都後、コペンハーゲン前”。 問い合わせ先: Passages-ADAPes; tel: +33-01-43-25-23-57; fax: +33-01-43-25-63-65/62-59; e-mail: Passages4@wanadoo.fr; ホームページ: http://www.fmdd.fr/english_version.html

住居のエネルギー効率に関する第2回ワークショップ: 2009年11月23-25日、オーストリア・ウィーンにて開催。ワークショップの成果及び紹介された関連措置については、国連欧州経済委員会 (UNECE) の下で作



Earth Negotiations Bulletin
IPCC-31
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg7>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

成を予定されるエネルギー高効率住宅向けのアクション・プランに情報提供される。問い合わせ先: Paola Deda (UNECE Secretary to the Committee on Housing and Land Management) ; tel: +41-22-917-2553; fax: +41-22-917-0107; e-mail: paola.deda@unece.org; ホームページ: <http://www.energy-housing.net>

国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) COP 15 および京都議定書 COP/MOP 5: UNFCCC第15回締約国会議および第5回京都議定書締約国会合は、デンマーク・コペンハーゲンにて、2009年12月7-18日に開催。UNFCCC補助機関第31回会合も同時に開催される。2007年12月のバリCOP 13で合意された“ロードマップ”に基づき、COP 15 及び COP/MOP 5では、京都議定書の第1約束期間が失効する2013年以降の期間も含めた気候変動に関する国際協力強化についての合意とりまとめが期待されている。問い合わせ先: UNFCCC 事務局; tel: +49-228-815-1000; fax: +49-228-815-1999; e-mail: 事務局@unfccc.int; ホームページ: <http://unfccc.int/>

気候サービスの国際枠組みに関するハイレベルタスクフォースのための政府間会合: 2009年12月21-22日、スイス・ジュネーブで開催。2009年8月31日-9月4日に開催された第3回世界気象会議での決定に従い、現在WMOが気候サービス向けの全球枠組みに関するハイレベルタスクフォース設置に向けて準備中。問い合わせ先: WMO 事務局; tel: +41-22-730 81-11; fax: +41-22-730 81-81; e-mail: hlt@wmo.int; ホームページ: http://www.wmo.int/hlt-gfcs/index_en.html

気候予測マルチモデルの評価と統合に関するIPCC WG I 専門家会合: This meeting will take place from 25-27 2010年1月 in Boulder, Colorado, US. The main objective of the expert meeting is to explore the possibility of establishing a framework for using and assessing the AR5 model data set and to enhance interaction between WGs I and II at an early stage of the assessment process. It is also relevant in the context of the catalytic role of the IPCC in scenario development. 問い合わせ先: IPCC 事務局; tel: +41-22-730-8208; fax: +41-22-730-8025; e-mail: ipcc-sec@wmo.int; ホームページ: http://www.ipcc.ch/meeting_documentation/meeting_documentation_ipcc_ワークショップs_and_expert_meetings.htm

第4回国際再生可能エネルギー会議 (IREC): 2010年2月17-19日、インド・ニューデリー及びウットラルプラデシ州で開催。本会議は、2004年のボン再生可能エネルギー会議、2005年北京、2008年WIREC (米国ワシントンDC) に続いて、再生可能エネルギー分野の4回目の閣僚会合となる。IRECは、閣僚会合、BtoB及びBtoG会合、サイドイベント (シンポジウム、セクター別のセミナー、ワークショップ)、ビジネスショー・展示から構成されている。問い合わせ先: インド政府、新エネ・再生可能エネルギー省; e-mail: ss.madan@nic.in; ホームページ: <http://mnes.nic.in/pdf/irec-mnre.pdf>

IPCC AR5 SYR スコーピング会合: AR5 SYRのスクーピング会合は2010年半ばに開催予定となっているが、開催地と日程は未定。SYRの骨子を策定、AR5の横断的な問題の扱いに取り組む。問い合わせ先: IPCC事務局; tel:



Earth Negotiations Bulletin
 IPCC-31
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg7>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
 Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

+41-22-730-8208; fax: +41-22-730-8025; e-mail: ipcc-sec@wmo.int; ホームページ: <http://www.ipcc.ch>

UNFCCC第32回補助機関会合: The 32nd セッションs on the Subsidiary Bodies of the UNFCCC are scheduled to take place from 31 May - 11 June 2010. The venue of the meeting is likely to be Bonn、ドイツ. 問合わせ先: UNFCCC事務局; tel: +49-228-815-1000; fax: +49-228-815-1999; e-mail: 事務局@unfccc.int; ホームページ: http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php?year=2010

モントリオール議定書締約国に係わる第13回オープンエンド作業部会 THIRTIETH OPEN-ENDED WORKING GROUP OF THE PARTIES TO THE MONTREAL PROTOCOL: 暫定的に、2010年6月21-25日、タイ・バンコクにおける開催が予定されている。問合わせ先 オゾン事務局: tel: +254-20-762-3850/1; fax: +254-20-762-4691; e-mail: ozoneinfo@unep.org; ホームページ: <http://ozone.unep.org/Events/meetings2010.shtml>

IPCC-32: IPCC第32回総会は2010年10月11-14日、韓国・釜山で開催。総会では、様々な問題の中でもAR5の準備状況が取り上げられる予定だ。問合わせ先: IPCC事務局; tel: +41-22-730-8208; fax: +41-22-730-8025; e-mail: ipcc-sec@wmo.int; ホームページ: <http://www.ipcc.ch>

GLOSSARY

AR4	IPCC第4次評価報告書
AR5	IPCC第5次評価報告書
COP	締約国会議
EITs	経済移行国
FAQs	よく聞かれる質問
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
SPM	政策決定者向け要約
RCP	代表的濃度パスウェイ (Representative Concentration Pathways)
SYR	統合報告書 (Synthesis Report)
TFB	国別GHGインベントリに関するタスクフォース・ビューロー
TFI	国別温室効果ガス (GHG) インベントリに関するタスクフォース
TGICA	影響・気候解析のためのデータとシナリオ支援タスクグループ (Task Group on Data and Scenario Support for Impact and Climate Analysis)
TSU	技術支援ユニット (Technical Support Unit)



Earth Negotiations Bulletin
IPCC-31
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg7>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

WG 作業部会
UNFCCC 国連気候変動枠組条約

GISPRI仮訳